

別記第1号様式（意見募集要領）

強い鴨川づくりに向けた財政等適正化基本方針（改定案）及び同基本方針第3期実施計画（案）について意見を募集します。

【政策案について】

強い鴨川づくりに向けた財政等適正化基本方針については、令和4年度の改定以降、公務員の定年延長や会計年度任用職員の手当拡充等による人件費の増加、原材料費やエネルギーコスト高騰による物件費の増加等により、改定時における財政収支の見通しと現状に大きな乖離が生じています。

このため、今後実施が予定される衛生センター更新事業等の大規模事業に係る事業費を見込んだ上で改めて財政推計を行い、基本方針を再改定するとともに、第3期となる実施計画を策定することとしたものです。

【意見を提出することができる方】

- 1 市内に在住、在勤、又は在学されている方
- 2 市内に事務所又は事業所がある個人、法人その他の団体
- 3 募集している事案に利害関係がある方

【公表するもの】

- 1 強い鴨川づくりに向けた財政等適正化基本方針（改定案）
- 2 強い鴨川づくりに向けた財政等適正化基本方針 第3期実施計画（案）
- 3 【参考資料】強い鴨川づくりに向けた財政等適正化基本方針の改定について＜概要版＞

【案などの公表】

- 1 鴨川市役所1階の市政情報コーナー及び3階の財政課窓口で閲覧できます。
- 2 市のホームページで閲覧できます。

【意見募集期間】

令和8年2月18日（水）から令和8年3月19日（木）まで

【意見の提出方法】

案に対するご意見、住所・氏名（法人の場合は名称・所在地）を明記して、次の方法により提出してください。なお、様式は任意です。

- ① 窓口への文書の提出
鴨川市役所3階の財政課へ提出してください。
- ② 郵便での提出
〒296-8601 鴨川市横渚1450 鴨川市財政課宛て送付してください。（最終日の消印まで有効）
- ③ ファクシミリでの提出
FAX番号：04-7093-7851 に送信してください。
- ④ 電子メール
アドレス iken007@city.kamogawa.lg.jp に送信してください。
- ⑤ オンラインでの提出（LoGo フォーム）

QRコード



QRコードの読み込み又はアドレス <https://logoform.jp/form/WzTS/1433785> にアクセスし、回答してください。

【実施担当課／問い合わせ先】

鴨川市役所 企画総務部 財政課 行財政改革係 電話番号 04-7093-7843

[ご注意とお願い]

- 1 いただいたご意見は、決定の参考とさせていただくとともに、取りまとめて市の意見を付して公表します。(ただし、個人情報などは公表しません。)
- 2 電話によるご意見の受付や、ご意見をいただいた方に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。